



東日本における豪雨災害に対する支援活動 茨城県へ「災害支援ナース」200人派遣 16日より近隣県からの支援を開始

東日本における豪雨災害で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

公益社団法人日本看護協会（会長・坂本すが、会員数・70万人）は、東日本における豪雨災害直後から茨城県看護協会と連携を取り、9月12日より茨城県協会が「災害支援ナース」を県内派遣し、JMATの一員として避難所などでの看護活動を行ってきました。16日からは、日本看護協会が近隣の埼玉県・千葉県・栃木県看護協会からの派遣を開始し、茨城県常総市、下妻市、つくば市の8カ所の避難所で約200人（延べ人数）が支援活動を行います。東京都看護協会をはじめ、その他の近隣県からの派遣も調整中です。

日中の復旧作業などで体調不良を訴える人が多くなることに対応して、「災害支援ナース」は主に夜間時に被災者などの支援にあたります。

■「災害支援ナース」とは

看護職能団体の一員として、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職。都道府県看護協会に登録されています。阪神淡路大震災の後、大規模災害に対応するために本会内で仕組みが検討され、現在の災害支援ナースの体制が構築されました。2015年3月現在、7,771人が登録しています。

「災害支援ナース」の支援活動の概要

- 県内派遣（茨城県看護協会）：9月12日（土）より
 - ・ 活動場所：県内避難所
 - ・ 活動人数：50人以上（延べ人数）
 - ・ 活動内容：避難所などでの被災者支援
- 近隣県派遣（日本看護協会）：9月16日（水）より
 - ・ 活動場所：茨城県常総市、下妻市、つくば市の避難所8カ所
 - ・ 活動人数：約200人（延べ人数）
 - ・ 活動内容：夜間の避難所への常駐（17時～翌9時）

■「災害支援ナース」の派遣の仕組み

大規模自然災害発生時には、災害の規模などに応じて「レベル1・2・3」に区分し、災害レベルごとに定められた方法で、本会または災害が発生した都道府県看護協会が協定書に基づき「災害支援ナース」の派遣調整を行っています。

今回の豪雨災害では16日現在、レベル2の対応となっています。

災害対応区分	災害支援ナースを派遣する看護協会	派遣調整
レベル1（単独支援対応） 被災県看護協会のみで看護支援活動が可能な場合	被災県看護協会	被災県看護協会
レベル2（近隣支援対応） 被災県看護協会のみでは困難または不十分であり、近隣県看護協会からの支援が必要な場合	被災県看護協会および近隣県看護協会	日本看護協会
レベル3（広域支援対応） 被災県看護協会および近隣県看護協会のみでは困難または不十分であり、活動の長期化が見込まれる場合	全国の都道府県看護協会	日本看護協会

■「災害支援ナース」の要件

「災害支援ナース」に登録するための要件は、以下の通りです。

- ・都道府県看護協会の会員であること
- ・実務経験年数が5年以上であること
- ・所属施設がある場合には、登録に関する所属長の承諾があること
- ・災害支援ナース養成のための研修を受講していること

また「災害支援ナース」として登録する際に望ましい条件は、以下の通りです。

- ・定期的（1年に1回程度）に本会または都道府県看護協会で開催する災害看護研修もしくは合同防災訓練への参加が可能
- ・災害看護支援活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度に加入している
- ・帰還後に都道府県看護協会が主催する報告会・交流会などへの参加が可能

■災害支援ナースの派遣実績

新潟県中越地震（2004年10月）、能登半島地震（07年3月）、新潟県中越沖地震（07年7月）、東日本大震災（11年3月）、広島市豪雨土砂災害（14年8月）など。